

健保からのお知らせ

2020年度(令和2年度)被扶養者調査へご協力いただき、ありがとうございます。*

被扶養者資格の確認を行うことは、資格の適正化を図るとともに、医療費と高齢者医療制度への拠出金の適正化につながります。被扶養者調査書類を未提出の方は速やかにご提出ください。尚、引き続き追加資料の依頼等行うこともございますので、ご協力よろしく申し上げます。

健康保険証は正しく使いましょう！

万が一、無効になった健康保険証を使用して、医療機関を受診された場合、後日、健康保険組合が負担した医療費をお返しいただくことになります!!

【誤った健康保険証の使用例】

- ・退職した後、次の保険証ができるまで使用できると思っていた。
- ・家族が学校を卒業後就職した際、勤務先から保険証の返還指示がなかったため、新しい保険証をもらうまで使えると思っていた。

健康保険証を自分で処分…それダメです！

- ▶ 会社を辞めたり、家族が就職した時、健康保険証は使えなくなります。
- ▶ 使えなくなった健康保険証は必ず会社へ返却してください。(なくした健康保険証があとで見つかった場合も、必ず返却をお願いします。)

※健康保険証は身分証にもなり、大切な個人情報に記載されておりますので、健保組合が責任をもって発行・回収を行っています。

注意!!

誤った健康保険証の使用は、健康保険組合が本来負担する必要のない医療費を発生させ、**皆さまが負担する健康保険料に大きな影響を及ぼすことになります!!**

○40歳以上の奥様、会社を退職された任意継続被保険者のみなさん 健康診断を受けましたか？

40歳以上の健康診断を受ける機会のない奥様や、会社を退職した方を対象に5月中旬、自宅に家族健診パンフレットを健診業務委託機関(京都工場保健会)より配布しました。

家族健診の申込みをまだされていない方には、京都工場保健会から再度ご案内のハガキをお送りします。

特定健診(メタボリック健診)を受診する方は、来年3月末まで受診できますので、かかりつけ医や受診希望の健診機関にご相談のうえ、特定健診受診券申請書(家族健診パンフレットに同封)を健保組合に送ってください。

今年度は、**無料**で家族健診または特定健診を受けられますので、ぜひ、この機会に健康診断を受けてください!

パートなどの勤務先で健診を受けている皆さまも健診結果のご提出をお願いします!

パート先などで健康診断を受診している方は、健診の結果表のコピーに特定健診対応問診票(ホームページより印刷可能。印刷できない方は健保組合にご連絡ください。)を添えて健保組合までお送りください。

詳しくはホームページをご覧になるか、または健康保険組合までお問い合わせください。

